

福岡県公報

平成二十八年六月二十一日
第三千八百二号
増刊
①

目次

議会

○福岡県議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局議事課) ……………

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………

再掲

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………

議会

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。

平成二十八年六月二十一日

福岡県議会議長 中尾 正 幸

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

福岡県議会会議規則(昭和三十一年九月十七日議決)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議員提案、政策、条例、検討、会議	議員提案に係る政策、条例に 関する調査、条例案の検討 及び調整	五名以上の所属議員を有する会派から選出された議員	座長
------------------	---------------------------------------	--------------------------	----

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制

定し、ここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第三十二号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十九の備考第七項第二号中「大卒警官・卒位授与職階」を「卒位行政法人大卒改母文職・卒位授与職階」に改め、同項第三号及び第四号中「大卒警官・卒位授与職階」を「卒位行政法人大卒改母文職・卒位授与職階」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年六月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十六号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条第一項中「建築物」を「特定建築物」に改め、同項第一号中「もので」を「建築物(令第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著

しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)を除く。)で」に改め、同項第二号及び第三号中「もので」を「建築物(令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)を除く。)で」に改め、同項第四号中「もので」を「建築物(令第十六条第一項第五号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)を除く。)で」に改め、同項第五号中「もので」を「建築物(令第十六条第一項第三号に掲げる建築物(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)を除く。)で」に改め、同項第六号を削る。

第十八条の三の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項中「昇降機その他の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前条第一号から第四号まで又は第六号」を「令第十六条第一項各号」に改め、「建築物」の下に「(同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。次号において同じ。)」又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前条第一号から第四号まで又は第六号」を「令第十六条第一項各号」に改め、「建築物」の下に「又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物」を加え、「場合」を「もの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 前条第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けた防火設備
 第十八条の三第二項を削り、同条第三項第一号中「第一項第一号に掲げる昇降機及び前項各号に掲げる」を「令第十六条第三項第一号に掲げる特定建築設備等及び令第三百三十八条の三に規定する」に改め、同号イ中「当該特定建築設備等」に「を設置した」を「に係る法第七条第五項又は法第七条の二第五項(いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた」に、「次号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第一項第二号及び第三号に掲げる建築設備」を「前項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる特定建築設備等 毎年、九月三十日まで
 第十八条の三中第三項を第二項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(特定建築物の定期報告に関する経過措置)

第二条 平成二十八年六月一日に現に存する建築物(この規則による改正前の福岡県建築基準法施行細則第十八条の二第一項各号に掲げるものを除く。)で次の各号に掲げるもの(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。))第十六条第一項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。))第十二条第一項の規定による報告の始期は、それぞれ当該各号に定める年とする。

- 一 令第十六条第一項第三号(病院の用途に供するものに限る。)及び第五号(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものに限る。)に掲げる建築物 平成二十八年
- 二 令第十六条第一項第一号、第二号及び第三号(診療所(患者の収容施設があるものに限る。))の用途に供するものに限る。)に掲げる建築物 平成二十九年
- 三 令第十六条第一項第三号(病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。))の用途に供するものを除く。)、第四号及び第五号(百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用に供するものを除く。)に掲げる建築物 平成三十年

(特定建築設備等の定期報告に関する経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に存する機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、令第二百二十六条の二第一項の規定により設けた排煙設備(令第二百二十六条の三第一項第八号の規定により排煙機を設けたものに限る。)及び令第二百二十六条の四の規定により設けた非常用の照明装置で前条の規定の適用を受ける建築物に設けたものは、この規則の施行の日から同条の規定により当該建築物に係る法第十二条第一項の規定に

よる報告の始期とされている年の前年の十二月三十一日までの間は、この規則による改正後の福岡県建築基準法施行細則（以下「新施行細則」という。）第十八条の第三項第一号及び第二号に掲げる特定建築設備等に含まないものとする。

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）附則第二条第四項の規定により読み替えて適用される同令第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項の規定により知事が定める平成三十一年五月三十一日までの間における報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 小荷物専用昇降機（平成二十八年六月一日に現に存するもの又は平成二十八年六月一日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項又は法第七条の二第五項（いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第一号ロに定める時期

二 防火設備（平成二十八年六月一日に現に存するもの又は平成二十八年六月一日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項又は法第七条の二第五項（いずれも法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。以下同じ。）で新施行細則第十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる特定建築物に設けたもの 次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から同日以後最初の当該特定建築物に係る法第十二条第一項の規定による報告の期限とされている日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期

三 防火設備で令第十六条第一項各号に掲げる建築物（同項の規定により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）に設けたもの 次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から同日以後最初の当該特定建築物に係る法第十二条第一項の規定による報告の期限とされている日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期

四 令第十六条第三項第二号に掲げる特定建築設備等に該当する防火設備で前号に掲

げるもの以外のもの 次に掲げる時期

イ 初回の報告 この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日まで

ロ 二回目以降の報告 新施行細則第十八条の三第二項第二号に定める時期